

# 令和3年度

## 地域包括支援センターの運営方針

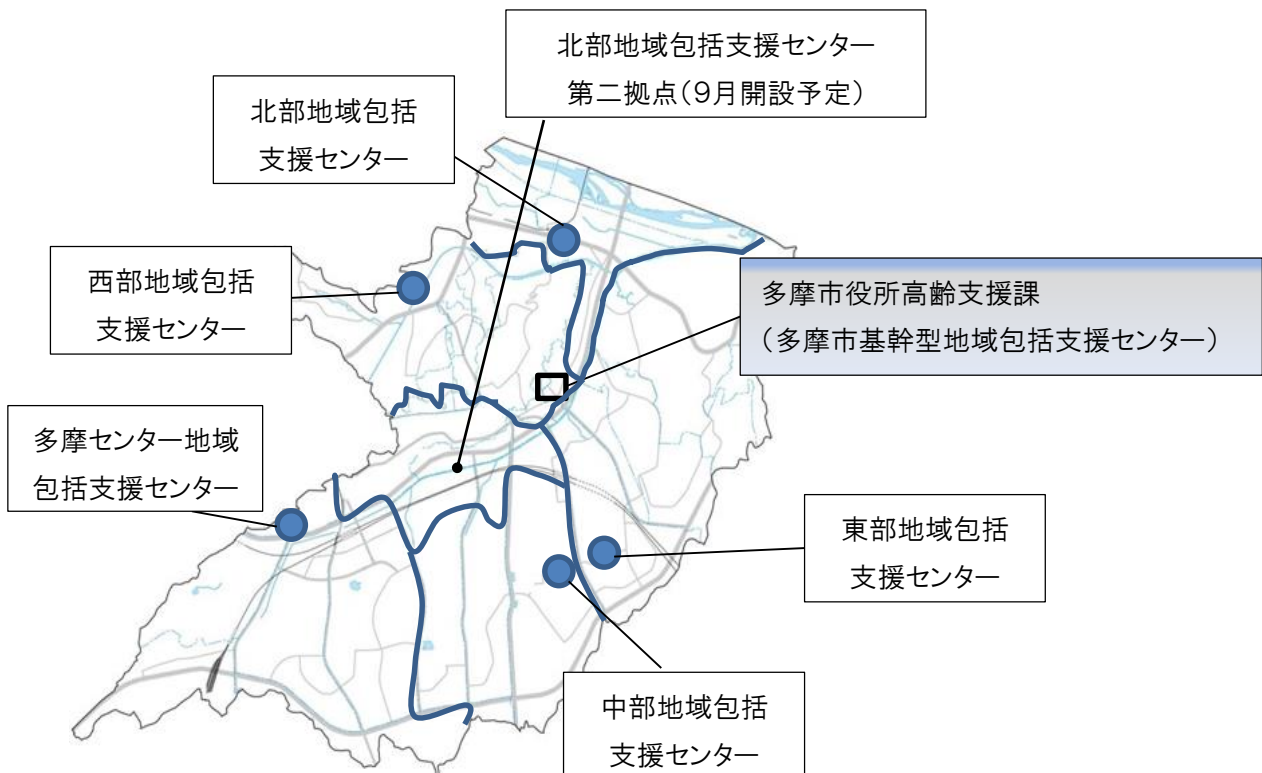
令和3年3月24日  
健康福祉部高齢支援課

### 1 運営方針

この運営方針は、「多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、多摩市地域包括支援センターが、地域包括ケアの推進に向けて取り組むべき事業の実施に係る方針について示すものである。

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に向けて、以下の方針を掲げる。

### 2 組織・運営体制



## 令和3年度地域包括支援センターの運営方針（抜粋）

センター名	担当区域 (番号はコミュニティエリア)	高齢者人口 (令和3年 1月1日 現在)	専任 職員数	認知症地域 支援推進員 (包括職員 兼務)	計	
西部	4	東寺方(3丁目を除く)落川・百草・和田(3丁目を除く)・桜ヶ丘・関戸6丁目・貝取(地番)	6,052	4	1	5
	3					
東部	2	連光寺・聖ヶ丘 馬引沢・諏訪	8,542	5	1	6
	6					
多摩センター	9	落合・鶴牧・南野2～3丁目・唐木田・中沢・山王下	9,433	5	1	6
	10					
中部	7	永山2～7丁目・貝取2～5丁目・豊ヶ丘2～6丁目・南野1丁目	10,654	6	1	7
	8					
北部	1	関戸1～5丁目・一ノ宮・愛宕・東寺方3丁目・和田3丁目・乞田・永山1丁目・貝取1丁目・豊ヶ丘1丁目	8,183	5	1	6
	5					
計		42,864	25	5	30	

### 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（人員数の根拠）

- (1) おおむね 6,000人以上 8,000人未満  
前項各号に掲げる者のうちから 1人(4人) 認知症地域支援推進員加え(5人)
- (2) おおむね 8,000人以上 10,000人未満  
前項各号に掲げる者のうちから 2人(5人) 認知症地域支援推進員加え(6人)
- (3) おおむね 10,000人以上 12,000人未満  
前項各号に掲げる者のうちから 3人(6人) 認知症地域支援推進員加え(7人)

### 3 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築について

地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括支援センターは、担当する地域の特性や実情を踏まえ、地域住民が抱える課題を把握し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるよう、地域の社会資源と連携を図り、高齢者が要介護状態になってもできる限り長く、住み慣れた地域や自宅等で生活が続けられ、人生の最期まで自分らしく生きることをかなえるため、地域包括ケアシステムにおける中核機関としての役割が果たせるよう取り組む。

#### (2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務について

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを通して、担当する区域が抱える地域特性や課題からそのニーズの把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行う。

#### (3) 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク

(地域社会との連携及び専門職との連携) 構築について

高齢者が介護サービスや保健医療福祉サービス、インフォーマルサービス等を有機的・一体的に利用できるよう、介護保険事業所、医療機関、民生委員、社会福祉協議会等の専門的な多職種と、地域の中のさまざまな取組みを連携させ、高齢者支援のためのネットワーク構築を推進する。

#### (4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施について

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有する。

利用者や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立支援へとつないでいく。

#### (5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施について

高齢者が地域で安心して生活を継続するため、包括的及び継続的に支援を行い、介護支援専門員が包括的、継続的ケアマネジメントの実践ができるように、地域の連携・協力体制を整備し、介護保険以外の社会資源の活用ができるようにする。

また、支援困難ケースについては、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行い、介護支援専門員のスキルアップを図る。

#### (6) 地域ケア会議の運営について

地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者一人ひとりの自立した日常生活を支援し、必要な体制づくりの実施のために地域ケア会議を行う。個別地域ケア会議においては、自立支援に資するケアマネジメント支援について多職種等で検討することで、高齢者の尊厳ある生活が地域で継続できることを目指す。

また、個別地域ケア会議の積み重ねから発見された個別課題について、「地域課題会議」を行い、「地域課題ネットワーク会議」で地域づくりや社会資源の開発に向けて取り組むことで政策形成へつなげる。

地域ケア会議を積み重ねる中で生じた運営上の課題等については、「地域ケア会議あり方検討委員会」を適宜

開催し、よりよい運営に向けて検討・改善を図る。

#### (7) 市との連携について

委託型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターは、連携して効率的に業務運営を行う。

基幹型地域包括支援センターは、市内の地域包括支援センターの後方支援及び人材育成等の機能を担う。

委託型地域包括支援センターは、市（高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、生活福祉課等）及び基幹型地域包括支援センターと密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施する。

また市は地域包括支援センターへの連絡調整等を行う場として「地域包括支援センター連絡会・代表者会議」を開催する。個別地域ケア会議や地域課題会議で発見された課題を地域課題調整会議を通して整理し、解決策、改善策の検討等を行う場として「地域課題ネットワーク会議」を開催する。

また、地域包括支援センターシステム内の WEB 会議システムを活用するなど、市等との効率的な連携を図ること。

#### (8) 公正・中立性確保について

多摩市の高齢者保健福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯を記録するなど公正・中立性の確保に努める。

運営費用が市民の介護保険料と公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

多摩市地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センター業務についての報告、説明等への協力を行う。

市が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、自己評価を実施するとともに市の定期的な点検を受け、公平性・中立性の確保に努める。

## 4 業務推進の指針

### (1) 委託型地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターにおける共通事項

#### ① 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の特性や実情に応じて、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして事業計画を策定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努める。

#### ② 設置場所

地域住民が気軽に相談に訪れることができるよう窓口の設置場所や案内・標示を工夫するなど、環境を整備する。

#### ③ 職員の姿勢

地域包括支援センターの保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、それぞれの専門性を活かしつつ、相互に情報共有し、理念・方針を理解した上で、業務全体を「チーム」として連携・協働する体制を構築する。

地域包括支援センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしく、かつ自立した生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、高齢者が持つ課題を分析して、公正・中立に業務を遂行する。

#### ④ 地域との連携

地区連絡会、地域との会合等の場を通じて、地域の住民、関係団体や事業者等と連携体制を構築する。また、地域が抱える課題を把握し、地域ケア会議等を通じて、地域と連携して解決に向け取り組む。

#### ⑤ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、多摩市個人情報保護条例に基づくものとする。

ア 個人情報保護管理者を設置する。

イ 市が貸与する地域包括支援センターシステムの利用にあたっては、「地域包括支援センターシステム利用手順書」を遵守する。

ウ 個人情報を含む資料は、パソコン、可搬媒体（U S B等）、紙等、その形態に関わりなく、必ず鍵のかかるロッカー等で保管する。また、個人情報を含む電子データについては、必ず暗号化やパスワードで保護する。

#### ⑥ 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決する。

#### ⑦ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、市民・関係者への感染防止策及び職員への感染防止策等の必要な措置を講ずること。

(2) 委託型地域包括支援センター業務

① 総合相談支援業務

地域包括支援センターが、3職種で連携しつつ基盤的役割である総合相談の実施かつ高齢者が持つ課題を分析し、その対応のための社会資源の把握、関係機関との連携等、ネットワークの構築や市民ニーズの把握を総合的に実施する。

ア 地域におけるネットワーク構築業務

- (ア) 地域の関係機関の社会資源やニーズの把握
- (イ) 地域におけるネットワーク構築
- (ウ) 地域住民への互助・共助の啓発活動および情報提供
- (エ) 地域包括ケアシステムにおける関係機関との連携体制の構築

イ 地域の高齢者の実態把握業務

- (ア) ネットワークを活用した情報が得られやすい体制の構築および地域活動の参加による情報収集、訪問活動

ウ 総合相談業務

- (ア) 初期段階での相談対応  
(利用者基本情報・アセスメントシート・基本チェックリストを活用しアセスメントを行う)
- (イ) 支援計画に基づく継続的かつ専門的な相談支援
- (ウ) 解決困難な相談事例における適切な進捗管理と3職種の連携による対応
- (エ) 基幹型地域包括支援センターへの報告と連携

エ 高齢者以外の他分野の関係機関との連携

地区連絡会の開催	目標値
	2回

## ② 権利擁護業務・虐待防止

高齢者が尊厳を保持し、地域で安心して暮らす権利を尊重するため関係機関の中核的存在としてその役割を果たしていく。また、日常の総合相談で権利擁護の必要性について早期に気づき関係機関と連携して対応できるよう、常に権利擁護の観点をもって業務にあたる。

### ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用

- (ア) 広報啓発と相談
- (イ) 手続きの説明と申立へのつなぎ
- (ウ) 地域の医療機関等との連携

### イ 老人福祉施設等への措置などの援助

- (ア) 緊急対応の必要性の判断
- (イ) 老人福祉法上の措置が必要と判断した場合の区市町村との連携
- (ウ) 措置実施後の状況把握

### ウ 高齢者虐待の防止と対応

- (ア) 関係機関等との高齢者虐待の予防・防止の視点、早期発見、リスクの共有
- (イ) 通報を受けての情報収集・アセスメント・コアメンバー会議開催要請
- (ウ) 虐待と認定した根拠となる事象の解消のための適切な支援の実施  
(関係機関との方針共有・役割分担、養護者への支援、ケースの進捗管理)

### エ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に問題が生じている場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターの専門職種が相互に連携し、地域包括支援センター全体で対応する。

### オ 消費者被害の防止

- (ア) 各専門団体や機関との連携強化による消費者被害情報の把握
- (イ) 消費者被害情報の地域の民生委員、介護支援専門員等への伝達と連携
- (ウ) 被害実態を把握した場合の市町村や関係機関との連携

成年後見制度に関する勉強会開催数	目標値
	2回

③ 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、適切なアセスメントを行うことで自立に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。その際、通所型短期集中予防サービス（元気塾）や住民主体による訪問型サービス等を効果的に選択し、基本チェックリスト該当者及び要支援1・2の認定者の介護予防のための自立に向けた支援を進める。

高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防するため、高齢者が「自らのケアプランである」と実感できるように「興味・関心シート」等を積極的に用いて高齢者本人の意欲を引き出し、具体的な日常生活における行為について、達成可能でありかつ明確な目標を立てる。設定された目標は地域ケア会議等を通して、高齢者本人、サービス提供者とも共有し合意形成を図ることで、目標の達成に向けたプログラムが実施されるよう具体的なモニタリングと評価を行う。

サービス終了後は、余暇やボランティア活動、地域の通いの場等の社会参加に資する取組みができるように自立に向けた支援を行う。

ア アセスメント

- (ア) 利用者基本情報、アセスメントシート、興味・関心シート、基本チェックリストの実施
- (イ) 生活機能低下の背景・原因及び課題の分析

イ ケアプラン作成

- (ア) 目標・具体策・利用サービス等の決定
- (イ) 家族、サービス提供担当者等との認識の共有

ウ モニタリング・評価

通所型短期集中予防サービス（元気塾）利用人数	目標値
	34人
通所型短期集中予防サービスから 地域介護予防教室等の地域資源につなぐ人数	目標値
	24人
住民主体による訪問型サービス	目標値
	27人

※圏域ごとに高齢者人口に差があるため、各地域包括支援センターに合わせて具体的な目標を設定します



④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- (ア) 医療機関、介護サービス事業者等関係機関との連絡体制の構築
- (イ) 地域の保健・医療福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- (ウ) 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整及び地域ケアにおける総合調整の活動推進
- (エ) ボランティア活動、NPO等によるサービスの提供や地域の助け合いなどのインフォーマルサービスとの協力、連携体制づくり及び地域のインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などサポート機能の強化

イ 介護支援専門員に対する個別支援

- (ア) 施設・医療機関と在宅、他制度を円滑に利用するための連携体制の構築
- (イ) 介護支援専門員（居宅介護支援事業所、介護保険施設等）に対する計画に沿った研修の実施や様々な機関が行う研修の情報提供
- (ウ) 支援困難事例に対し具体的な支援方針を検討し指導、助言等を行う（必要時地域ケア会議に促す）
- (エ) 個別のケアプラン及び介護支援専門員からの相談内容の分類、件数の把握

ウ 地域ケア会議開催業務

「多摩市地域ケア会議運営ハンドブック」に基づき、地域ケア会議を実施する。

地域ケア会議を積み重ねる中で生じた運営上の課題等については、「地域ケア会議あり方検討委員会」を適宜開催し、よりよい運営に向けて検討・改善を図る。

また、地域で見守り支えあう環境づくりを行い、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう地域ケア会議の普及啓発を行う。

居宅介護支援事業所との連携事例数	目標値
	5件

※困難事例ケースなどに対し、具体的な支援方針を検討し、対応した数

地域ケア会議個別ケース会議 地域課題会議	目標値
	個別ケース5件 地域課題2件

⑤ 認知症高齢者への支援

国が策定した認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人の意思が尊重され、できる限りより良い環境で自分らしく暮らし続けられるように、状態に応じた支援を行う。また、地域の見守りや支え合い等も含めた認知症にやさしい地域を目指し、普及啓発や認知症カフェ等との連携事業を実施する。

ア 普及啓発活動

(ア) 地域住民へ認知症の理解や見守りについて普及啓発

(イ) 認知症サポーター養成講座の実施

イ 認知症初期集中支援チームの活用

ウ 認知症地域支援推進員の配置

エ 当事者、介護者のつどいや認知症カフェの推進

徘徊があったケースに関する個別地域ケア会議の開催件数	目標値
	1件

認知症サポーター養成講座の新規実施件数	目標値
	2件

※新規とは、前年度に実施していない団体とする。

⑥ 指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項）

地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、心身の状態や置かれた環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスの提供が確保されるようサービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

- ア 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、多様なサービスの活用を推進する。
- イ 委託を行った場合、ケアマネジメントが適切に実施されているか責任をもって確認し、今後の指定介護予防支援の方針等を決定する。また、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないよう配慮する。
- ウ 地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所の密接な連携を図る。また、指定介護予防支援事業について、職員間の業務量の平準化に努める。

介護予防支援業務は、 特定のサービス事業所に偏りがないようにする	目標値
	占有率40%未満

介護予防支援の委託先は、 特定の事業所に偏りがないようにする	目標値
	占有率50%未満

(3) 基幹型地域包括支援センター業務（多摩市基幹型地域包括支援センター事業実施要綱に定める業務）

① 統括、総合調整

委託型地域包括支援センターの運営に関する全体調整を行う。

② 後方支援・直接介入

支援困難ケースへの委託型地域包括支援センターとの役割分担及び必要な介入による後方支援を行う。

③ 地域包括支援ネットワークの構築

庁内及び地域の保健・福祉・医療サービスやインフォーマルサービス等の社会資源が連携できるよう環境整備を行う。

④ 地域課題ネットワークの開催

個別地域ケア会議、地域課題会議から挙げた課題について、地域課題調整会議を適宜開催し総合調整を行う。

⑤ 地域課題の把握と総合調整

地域ケア会議の開催を支援する。

⑥ 人材育成支援

地域包括支援センターの職員に対する資質向上のための研修を実施し人材育成を行う。

(4) 基幹型地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターの役割分担（別紙参照）